

2019年12月吉日

EC 総合決済サービス&lt;決済ナビ&gt;

ご利用のお客さま 各位

みずほファクター株式会社  
決済事業本部

EC 総合決済サービス&lt;決済ナビ&gt;

「加盟店基本規約」および「クレジットカード決済サービス加盟店規約」の一部改定について

この度、2020年4月1日に施行される「民法の一部を改正する法律」等を踏まえ、ご利用いただいております「EC 総合決済サービス<決済ナビ>加盟店基本規約」および「クレジットカード決済サービス加盟店規約」を一部改定いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

## 記

## 1. 改定する規約

- (1) EC 総合決済サービス<決済ナビ>加盟店基本規約
- (2) EC 総合決済サービス<決済ナビ>クレジットカード決済サービス加盟店規約

## 2. 改定内容

- ・「民法の一部を改正する法律」等を踏まえた条文の変更および明確化を行うもの。詳細は（別紙）の新旧対照表をご確認ください。
- ・加盟店基本規約全文は当社ホームページの「資料ダウンロード[決済ナビ]」より「規約」内「[決済ナビ]加盟店基本規約」「[決済ナビ] クレジットカード決済サービス加盟店規約」からご確認ください。

## 3. 改定日

2020年4月1日

## 4. 本件に関するご照会窓口

みずほファクター株式会社 決済事業本部 決済営業部

【TEL】03-3286-2300

受付時間：月～金（祝日を除く） 9：00～17：00

以 上

(別紙) 新旧対照表

(1) EC 総合決済サービス<決済ナビ>加盟店基本規約

条文	改定前	改定後
第 16 条 の 2	※条項の追加	当社は、本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合、事前に加盟店に通知したうえで、本サービスの提供を一時停止することがあります。ただし、別途当社が定める定期保守時間に本サービスの提供を一時停止する場合、または緊急やむを得ない場合は、事前の通知を要しないものとします。
第 19 条	当社は、相当の予告期間を置いて、加盟店に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合には、利用料その他の契約条件は、当該通知に記載または記録されている変更日をもって改定されるものとします。 <b>ただし、本規約の改定内容が、加盟店にとって不利益となるものではないと当社が判断したときは、当社は何らの予告も行うことなくただちに本規約を改定することができるものとします。</b>	当社は、相当の予告期間を置いて、加盟店に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合には、利用料その他の契約条件は、当該通知に記載または記録されている変更日をもって改定されるものとします。

(2) EC 総合決済サービス<決済ナビ>クレジットカード決済サービス加盟店規約

条文	改定前	改定後
第 2 条	(12)「カード売上請求」とは、加盟店が決済事業者に対して行う、商品代金 <b>債権の譲渡請求および立替払い金</b> の請求の両方またはいずれかをいうものとします。 ※(12)へ「立替払契約」の定義を挿入し、以下号ずれしています	<b>(12)「立替払契約」とは、加盟店のお客さまに対する個々の売上債権ごとに、加盟店と決済事業者との間で成立する、決済事業者が加盟店に対して立替払いする旨の契約をいいます。</b> (13)「カード売上請求」とは、加盟店が決済事業者に対して行う、商品代金に関する <b>債権譲渡または立替払契約の成立</b> についての請求の両方またはいずれかをいうものとします。
第 3 条	(7)信用販売代金の受領	<b>(7)決済事業者からの信用販売代金の受領</b>
第 26 条	(売上債権の譲渡) 1. 加盟店から決済事業者への債権譲渡は、加盟店が作成した売上データが、当社を経由して決済事業者に着したときに <b>実行されたもの</b> とします。加盟店が送付する売上データの締切日は別途定めるものとします。 2. 売上日から 2 ヶ月を経過した加盟店の債権は、譲渡の対象とならないものとします。	<b>(売上債権の譲渡または立替払契約の成立)</b> 1. 加盟店から決済事業者への債権譲渡 <b>または決済事業者と加盟店の間の立替払契約の成立</b> は、加盟店が作成した売上データが、当社を経由して決済事業者に着したときとします。加盟店が送付する売上データの締切日は別途定めるものとします。 2. 売上日から 2 ヶ月を経過した加盟店の債権は、 <b>譲渡または立替払契約</b> の対象とならないものとします。
第 27 条	3. 加盟店が前項その他本規約に基づき当社に支払うべき金額を、当社が正当と認める理由無くして当社の定める期日までに支払わなかった場合、当社は、当該期日後に第 3 条に基づき決済事業者から代理受領した <b>商品代金</b> から差し引くことにより、加盟店の当社に対する支払に充てることできるものとします。	3. 加盟店が前項その他本規約に基づき当社に支払うべき金額を、当社が正当と認める理由無くして当社の定める期日までに支払わなかった場合、当社は、当該期日後に第 3 条に基づき決済事業者から代理受領した <b>信用販売代金</b> から差し引くことにより、加盟店の当社に対する支払に充てることできるものとします。
第 30 条	1. 加盟店は、原則として販売日から 2 週間の間、取扱商品の返品・交換を受け付けるものとし、ショップ内にその旨を明記するものとします。加盟店は、お客さまから商品の返品を受け付けた場合には、当社所定の方法により当該商品代金に対する <b>債権譲渡の取消処理</b> を行うものとします。 2. 前項により債権譲渡を取り消した <b>商品代金</b> を既に当社が加盟店に支払済の場合は、加盟店は当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。また、この場合には、当社の次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことできるものとします。	1. 加盟店は、原則として販売日から 2 週間の間、取扱商品の返品・交換を受け付けるものとし、ショップ内にその旨を明記するものとします。加盟店は、お客さまから商品の返品を受け付けた場合には、当社所定の方法により当該商品代金に対する <b>債権譲渡または立替払契約</b> の取消処理を行うものとします。 2. 前項により <b>債権譲渡または立替払契約</b> を取り消した場合であって既に当社が <b>信用販売代金</b> を加盟店に支払済のときは、加盟店は当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。また、この場合には、当社の次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことできるものとします。
第 31 条	1. 加盟店がお客さまに通信販売した商品の所有権は、加盟店が第 26 条の規定に基づき決済事業者に債権を譲渡したときに加盟店より決済事業者に移転するものとします。ただし、第 28 条または第 30 条により債権譲渡が取消または解除された場合、売上債権に関わる商品の所有権は、商品代金が未払いのときは直ちに、既払いのときは加盟店が商品代金を当社を経由して決済事業者に返金したときに、加盟店に戻るものとします。 2. 加盟店が、カード名義人以外のものに対して誤って通信販売を行った場合であっても、決済事業者が当社を経由して加盟店に対し当該売上債権の譲渡代金を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権は決済事業者に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書きの規定を準用するものとします。	1. 加盟店がお客さまに通信販売した商品の所有権は、加盟店が第 26 条の規定に基づき決済事業者に債権を譲渡 <b>または決済事業者と加盟店との間で立替払契約が成立</b> したときに加盟店より決済事業者に移転するものとします。ただし、第 28 条または第 30 条により <b>債権譲渡または立替払契約</b> が取消または解除された場合、売上債権に関わる商品の所有権は、商品代金が未払いのときは直ちに、既払いのときは加盟店が商品代金を当社を経由して決済事業者に返金したときに、加盟店に戻るものとします。 2. 加盟店が、カード名義人以外のものに対して誤って通信販売を行った場合であっても、決済事業者が当社を経由して加盟店に対し当該売上債権の譲渡代金 <b>または立替払代金</b> を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権は決済事業者に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書きの規定を準用するものとします。
第 60 条	3. 当社または決済事業者は、第 58 条により加盟契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権について、債権譲渡を解除するか、加盟店に対する商品代金の支払を保留することができるものとする。	3. 当社または決済事業者は、第 58 条により加盟契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている、 <b>または決済事業者との間で既に立替払契約が成立している</b> 売上債権について、債権譲渡 <b>または立替払契約</b> を解除するか、加盟店に対する商品代金の支払を保留することができるものとする。
付則	本規約は 2015 年 5 月 15 日から実施します。	本規約は 2020 年 4 月 1 日から実施します。